

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

上記代理人 [REDACTED]

処分庁 姫路市福祉事務所長

審査請求人が、令和2年10月30日付けで提起した処分庁による生活保護変更申請却下処分（医療扶助給付申請の却下）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事案の概要

- 1 審査請求人は、平成17年8月19日から生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護を受けていたところ、平成29年9月2日、審査請求人は、自転車乗車中に同日午前10時20分頃 [REDACTED] 先路上で対自動車の交通事故（以下「本件事故」という）に遭い受傷し、救急搬送された。
- 2 処分庁は、平成29年9月4日に審査請求人の夫より電話にて、審査請求人が本件事故に遭い入院している旨報告を受け、夫に対し、交通事故の示談金等は法63条の費用返還対象であることを説明し、第三者行為被害届等の書類の提出が必要であるため来所するよう伝えた。
また、同日後刻、処分庁は本件事故の相手方保険会社より電話にて、医療費について第三者行為求償制度を利用したい旨の申し出を受けたが、医療扶助の適用可否は現時点では判断できないと回答した。
- 3 審査請求人の夫及び長男は、平成29年9月5日付けで、本件事故について同意書、第三者行為被害届、事故発生状況報告書、念書を提出し、処分庁はこれを受理した。
- 4 本件事故の相手方保険会社は、平成29年10月5日付けで本件事故の過失割合見込みを50:50とし、医療扶助給付が必要と見込まれる旨を記載した送付文及び事故発生状況報告書を処分庁に送付し、処分庁はこれを受理した。

- 5 審査請求人代理人は、令和元年6月14日付で、処分庁に対し本件事故にかかる医療について医療扶助適用を求めて生活保護法に基づく生活保護変更申請書を提出し（以下「前回申請」という）、処分庁は、郵送にてこれを令和元年6月17日に受領した。
- 6 処分庁は、令和元年6月20日付で、審査請求人代理人に対し、扶助要件を満たすか否かを確認するための資料の提出を求めた。
7 処分庁は、令和元年7月25日付で、審査請求人代理人に対し、扶助要件を満たすか否かを確認するための資料の提出を再度求めた。
- 8 審査請求人代理人は、令和2年7月15日付で、処分庁に対し本件事故にかかる医療について医療扶助適用を求めて生活保護法に基づく生活保護変更申請書を再度提出し、処分庁は、これを郵送にて令和2年7月21日に受領した。
- 処分庁は、令和2年7月15日付け申請書については従前の申請を補完するものとして取り扱うこととし、令和2年8月14日付で、審査請求人代理人に対し、再度、扶助要件を満たすか否かを確認するための資料の提出を求めた。
- 9 審査請求人代理人は、令和2年8月26日付で、本件事故の相手方保険会社からの損害賠償金の支払状況について、過失割合について主張の相違があり、未だ支払われていない旨を記した報告書を処分庁に提出し、処分庁は、これを郵送にて令和2年8月27日に受領した。
- 10 処分庁は、令和2年9月11日付で、本件事故に関する医療扶助適用について、申請の対象となる病状が交通事故を原因とするものであり、他法他施策優先の保護の原則から、自動車損害賠償責任保険若しくは自動車損害賠償責任共済又は加害者が加入している任意の対人賠償保険・共済による保険金又は共済金の支払いが優先されることとなるところ、被保護者本人に医療費負担が発生する根拠が確認できることを理由として、医療扶助給付申請の却下を決定し（以下「前回処分」という）、同日付で審査請求人に通知した。
- 11 審査請求人代理人は、令和2年9月11日付で、処分庁に対し本件事故にかかる医療について医療扶助適用を求めて生活保護法に基づく生活保護変更申請書を再度提出し（以下「本件申請」という）、処分庁は、これを郵送にて令和2年9月14日に受領した。
- 12 処分庁は、令和2年9月17日付で、本件事故に関する医療扶助適用について、申請の対象となる病状が交通事故を原因とするものであり、他法他施策優先の保護の原則から、自動車損害賠償責任保険若しくは自動車損害賠償責任共済又は加害者が加入している任意の対人賠償保険・共済による保険金又は共済金の支払いが優先されることとなるところ、被保護者本人に医療費負担が発生する根拠が確認できることを理由として、医療扶助給付申請の却下を決定し（以下「本件処分」という）、同日付で審査請求人に通知した。
- 13 審査請求人は、令和2年10月30日、兵庫県知事（審査庁）に対し、前回処分及び本件処分の取消を求める旨の審査請求をした。
- 14 審査庁は、令和4年3月8日、前回処分にかかる審査請求について処分を取り消す旨の裁決を行い、同日付地福第2615号で審査請求人及び処分庁へ通知した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 審査請求人は交通事故により受療した際の医療費が未払いとなっている。生活に困窮し、就労の見込もなく、親族の援助も見込めないため、医療扶助給付がなされるべきである。
- (2) 審査請求人側の過失割合が0とされない限り、審査請求人に医療費負担が発生することになる。
- (3) 加害者との間で現に過失割合についての主張が食い違い、医療費が未払いとなっている状況が継続していることは、必要な保護を行うべき急迫した事由に該当する。

2 処分庁の主張

- (1) 医療扶助は、医療そのものを現物で支給することを旨とする制度であるところ、本件は既に必要な医療が審査請求人に提供されており、「急迫」性はなく、医療扶助給付を要しない。
- (2) 本件事故につき、審査請求人に過失が認められ、審査請求人の加害車両の運転者及び所有者に対する損害賠償請求において過失相殺がなされる場合であっても、医療費相当額は賠償額の一部をなすものにすぎず、審査請求人に医療費の負担が発生するとは限らない。慰謝料及び後遺障害による遺失利益の損害補償等によって、審査請求人の過失相当額の医療費を賄うことができる可能性は十分にある。
- (3) 法第4条第2項が規定する他法他施策優先の原則に則り、他法他施策を活用したとしても被保護者に医療費負担が発生するような場合（被保護者の過失割合が高い場合など）に、医療扶助を適用することとしている。
審査請求人は、未払いの医療費に相当する損害賠償金の支払を求めて、加害車両の運転者及び所有者を相手方として、■■■簡易裁判所に調停の申立てを行っており、当該調停の結果すら明らかとなっていない現段階において、慰謝料及び後遺障害による遺失利益の損害補償等によって、審査請求人の過失相当額の医療費を賄うことができる可能性は十分にあり、審査請求人本人に医療費負担が発生する根拠を確認するに足りる資料の提出がなされなかつたため、他法他施策優先の観点から医療扶助による給付は不要である。

理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法による保護は、生活に困窮する者の最低限度の生活を保障するものであるところ（法第1条）、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」ものとされており、（法第4条第1項）、そして、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われる」もの

とされている（同条第2項）。ただし、「急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない」とされている（同条第3項）。

法第4条は、生活保護制度における基本的な原理の一つである保護の補足性について定めた規定であり、法第5条においても、「前4条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」とされている。

(2) 法による保護は、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う」ものとされており（法第8条第1項）、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」とされ（同条第2項）、同条第1項に規定する基準は、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）によって定められている。

これは、生活保護制度により保障されるべき最低限度の生活水準は、保護の基準によって算定される最低生活費の認定によって具体化されるものであり、保護の要否及び程度は、保護の基準によって算定された需要と要保護者世帯の収入とを比較し、その収入で充足することのできない不足分について決定されることを定めているものである。

(3) 法による保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり（法第84条の5及び別表第3）、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に基づく処理基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。本件処分時の最終改正：令和2年8月28日付け厚生労働省発社援0805第6号。）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。本件処分時の最終改正：令和2年8月31日付け社援発0831第1号。）及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。本件処分時の最終改正：令和2年9月14日付け社援保発0914第1号。）、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会局長通知。本件処分時の最終改正：令和2年6月1日付け社援発0601第3号。）が定められており、法第24条に基づく保護の開始及び変更に係る事務も、これらの通知によるものとされている。

また、保護の実施に当たっての参考として、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。本件処分時の最終改正：令和2年9月14日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）が示されている。

(4) 保護の種類は、「一 生活扶助、二 教育扶助、三 住宅扶助、四 医療扶助、五 介護扶助、六 出産扶助、七 生業扶助、八 葬祭扶助」が定められており（法第11条）、うち四 医療扶助については、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して、「診察」、「薬剤又は治療材料」、「医学的処置、手術及びその

他の治療並びに施術」、「居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護」、「病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護」及び「移送」の範囲内で行うものとされている（法第 15 条）。

- (5) 保護の変更決定においては、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」とされている（法第 25 条第 2 項）。
- (6) 他法他施策は、「それらが「利用し得る」ものである限りそれを「活用すること」は、保護を受給する前提となる」とされている（問答集第 6）。
- (7) 交通事故と生活保護の関係について、「当該事故についての損害賠償等を受けることができるとき（受けることが容易に期待できる場合を含む。）当該賠償収入（期待される賠償収入を含む。）と本人やその世帯員の資力によって医療扶助に相当する需要を満たすことができると判断される限り」申請は却下されるが、「本人やその世帯員の収入、資力等からみて保護を要すると判断される場合で、「加害者に資力はあるが賠償責任に争いがある等のため訴訟中であるような場合」は、「法第 4 条第 3 項の規定を援用して保護を開始することも考えられる」とされている。
- なお、この場合でも「保護の申請者が、損害賠償を受けることについて十分な努力をしていないと認められるときは、保護の要件を欠くものとして取り扱うべき」とされている（問答集問 10-1）。
- (8) 第三者行為を原因とする負傷等に対しての医療扶助又は介護扶助の給付については、「都道府県又は市町村は、被保護者の医療扶助又は介護扶助を受けた事由が第三者の行為によつて生じたときは、その支弁した保護費の限度において、被保護者が当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する」とされ（法第 76 条の 2）、当該求償事務の参考として、「生活保護制度における第三者行為求償事務について」（平成 26 年 4 月 18 日付け社援発 0418 第 354 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下、「求償事務通知」という。）及び「生活保護制度における第三者行為求償事務の手引について」（平成 26 年 4 月 18 日付け社援保発 0418 第 3 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下、「求償事務手引」という。）が示されている。
- この第三者行為求償制度の設立趣旨は、「生活保護受給者が第三者行為被害に遭った場合には、第一義的には、当該生活保護受給者が第三者から損害賠償金の支払いを受け、これをもつて必要な医療又は介護サービスを受けるべきものである。しかしながら、損害賠償金の額の確定や支払が行われるまでに相当程度時間を要すること等の事情から医療扶助又は介護扶助を適用する場合があり、その場合、地方自治体が、当該第三者行為により生じた被害のために支弁した医療扶助等の費用の限度において、生活保護受給者が当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得できるよう生活保護法第 76 条の 2 が規定されたものである」とされている（求償事務通知別添第 2）。
- (9) 第三者行為被害と自動車保険の関係については、「第三者行為被害はその大部分が交通事故であり、その場合には医療扶助等の給付については、他法他施策優先の保護の原則から、自動車損害賠償保障法第 5 条に規定する自動車損害賠償責任保険若しくは自動車損害賠償責任共済又は任意の対人賠償保険・共済による保険金又は

・ 共済金の支払（以下「損害賠償等」という。）が優先されることとなる」とされている（求償事務手引別添第1章第1節3）。

（10）代理人による保護の申請については、「生活保護の申請は、本人の意思に基づくものであることを大原則としている。このことは、仮に要保護状態にあったとしても生活保護の申請をするか、しないかの判断を行うのはあくまで本人であるということを意味しており、代理人が判断すべきものではない。また、要保護者本人が、急迫した状況にあると認められる場合には法第25条の規定により、実施機関は職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなくてはならないこととなっている。また、要保護者本人に十分な意思能力が無い場合や保護を要するにもかかわらず意思を表示できない場合については、急迫した状況にあると認めて差し支えない。以上のことから代理人による保護申請はなじまないものと解することができる」とされている（問答集問9-2）。

2 本件処分の妥当性

前回処分については、令和4年3月8日付け地福第2615号により、下記のとおり審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、処分を取り消す裁決がなされている。

（1）受傷当時の医療扶助給付必要性の検討について

前記1(5)のとおり、法第25条第2項において、保護の実施機関は、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更の必要性があると判断される場合は、速やかに職権による保護変更を行う義務があると規定されている。

事案の概要1のとおり、請求人は交通事故に遭い受傷し、救急搬送された時点で医療需要が発生していることは明らかである。また、事案の概要2のとおり、処分庁は、平成29年9月4日に審査請求人の夫から電話連絡を受けた時点でこの医療需要を把握している。よってこの時点で、処分庁は、医療扶助給付の必要性の検討を行い、職権による保護変更や世帯員へ保護変更申請を促すなどの対応をすべきであったと考えられる。しかし、処分庁の記録には保護の変更の必要性の検討を行った形跡はなく、職権による保護変更や世帯員へ保護変更申請を促すなどの対応もなされていない。こうした受傷当時の処分庁の対応は、不当であると言わざるを得ない。

（2）交通事故に際する医療扶助給付と損害賠償請求について

ア 損害賠償受領後の審査請求人の医療費負担について

審査請求人は、審理関係人の主張の要旨1(2)のとおり審査請求人側の過失割合が0とされない限り、審査請求人に医療費負担が発生すると主張しているが、医療費相当額は賠償額の一部をなすものにすぎず、慰謝料及び後遺障害による遺失利益の損害補償等によって、審査請求人の過失相当額の医療費を賄うことができる可能性があり、このことについて審理関係人の主張の要旨2(2)の処分庁の主張に違法または不当な点はない。

イ 交通事故の際の医療扶助給付への他法他施策の優先について

前記1(1)のとおり、法による保護には他法他施策が優先するとされ、前記1(9)のとおり、交通事故の際の医療扶助等の給付については、損害賠償等収入が優先される。

しかし、前記1(6)のとおり、他法他施策は、それらが「利用し得る」ものである限りそれを「活用する」ことが、保護を受給する前提となるものであり、損害賠償収入を受領するまでの期間は、当該賠償収入は「利用し得る」ものではなく「活用する」ことができないため、その活用を保護受給の前提とすることはできない。

また、前記1(8)のとおり、生活保護受給者が第三者行為被害に遭った場合に、損害賠償金の額の確定や支払が行われるまでに相当程度時間を要すること等の事情から医療扶助又は介護扶助を適用する場合を想定し、法第76条の2の規定による第三者行為求償制度が設けられていることからも、過失割合や相手方の補償額を決定し、実質的な自己負担を強いられる状態になる見通しであることを示さなければ医療扶助を適用できないとする処分庁の解釈は誤りである。

以上より、事案の概要9のとおり過失割合について相手方と主張の相違があり未受領となっている損害賠償収入までも医療扶助に優先する他法他施策として申請を却下した前回処分は不当であり、必要な保護が行われていない状況が継続していることは法第1条に反し違法である。

(3) 急迫した事由への該当について

前記1(1)のとおり、法第4条第2項において他法他施策優先の原則が定められているが、同条第3項において「急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない」とされていることから、本件が「急迫した事由がある場合」に該当するか検討する。

処分庁は、審理関係人の主張の要旨2(1)のとおり、既に必要な医療が審査請求人に提供されたことをもって急迫性はないと主張しているが、本件は前記(1)のとおり処分庁が医療需要把握時点において保護変更の必要性の検討を怠ったことから、受療時から医療費の未払いが発生し、その状況が継続している。よって、急迫した事由への該当判断は受療時点について行い、その状況が継続していると考えるべきである。

また、交通事故に際する生活保護の適用については、前記1(7)のとおり、本人やその世帯員の収入、資力等からみて保護を要すると判断される場合で、加害者に資力はあるが賠償責任に争いがある等のため訴訟中であるような場合にあるときは、法第4条第3項の規定を援用して保護を開始することも考えられるとされている。処分庁が本件の当該規定への該当を検討した形跡はないため、前回処分は却下処分に至るまでの検討が不十分であり、不当と言わざるを得ない。

(4) 申請手続について

前回申請は代理人により行われたものであるが、前記1(10)のとおり、代理人による保護申請はなじまないものと解されている。

しかし、これは要保護者本人が急迫した状況にあると認められる場合には法第25条の規定により、実施機関が職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を変更することが前提となっている。本件については、前記(1)のとおり処分庁が医療需要把握時点において保護変更の必要性の検討を怠っており、この前提条件を満たしていないために代理人が申請を行うこととなったと解されるため、申請が代理人により行われたことは審査請求の審理には影響しない。

前回処分と本件処分は同内容であり、また、前回処分にかかる審査請求の裁決以降で状況に変化はないことから、本件処分についても同様に違法または不当な点が認められる。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年3月8日

兵庫県知事

齋 藤

